

令和2年度

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

事業計画書 及び 収支予算書

目 次

1	事業計画書	1
	○ 令和2年度責任者講習等行事計画一覧表	7
2	収支予算書	8
	○ 資金調達の見込み書	9
	○ 収支予算書	10
	○ 収支予算書内訳表	11
	○ 収支予算書内訳表	12
	○ 収支予算書(収支)	13

事業計画書

公益財団法人暴力追放高知県民センター

令和2年度 事業計画書

公益財団法人暴力追放高知県民センター（以下「センター」という。）の活動事業の周知徹底を図り、住民本位のサービスを提供するため次に掲げる公益目的事業を積極的に推進する。

1 犯罪被害者支援事業(公益目的事業1)

(1) 暴力団員による不当な行為に関する暴力追放相談事業(定款第4条第3号該当事業)

ア 暴力団員に関する困り事相談の「駆け込み寺」として、センターの相談活動の充実強化に努める。

イ 日本司法支援センター、県警察本部・警察署等、他の相談機関と連携し、相談者の立場に立った相談事業に努める。

ウ 高知弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）及び県警察本部の協力を受け、毎月第2・第4木曜日に実施している特別相談（無料法律相談）活動をセンターの最重要事業と位置づけ、相談内容に応じた助言指導により相談者等の被害防止と救済に努める。

エ 出張特別相談については、宿毛市、室戸市の2ヶ所として、民暴委員会及び県警察本部の協力を受け実施する。

オ インターネットによる相談活動及び相談電話（フリーダイヤル）については、ホームページや機関誌「暴追センターだより」等により周知し、その活用を図る。

カ 暴力追放相談委員の相談技能の向上

全国暴力追放推進運動センター主催の相談委員研修会に参加し、暴力追放相談委員の知識・技能の向上に努める。

キ 民事介入暴力事案対策協議会（以下「民暴研究会」という。）の開催

(ア)センターが事務局となり、2ヶ月に1回開催している民暴研究会において、4者間（民暴委員会、県警察本部、高知地方検察庁及びセンター）の情報交換及び民事介入暴力事案の対応要領の研鑽に努める。

(イ) 暴力団員等の絡む民事介入暴力事案は、積極的に民暴研究会の議題に取り上げ、4者がそれぞれの立場で協力して民事介入暴力事案の早期解決と抑止に努める。

(ウ) みかじめ料等縁切り同盟による暴力団員からのみかじめ料等の不当要求を拒否する運動を積極的に支援する。

(2) 暴力団の不当な行為による被害者救済・被害者支援基金貸付事業（定款第4条第9号該当事業）

ア 暴力団の不当な行為による人的被害及び物的被害に対して見舞金を支給する。

イ 暴力団を対象とした民事訴訟に対し、訴訟費用の無利子貸付を行い、これを支援する。

ウ 被害者支援基金に該当しないヤミ金融被害者等に対しては、被害者支援基金を活用し保護救済に努める。

被害者支援基金の活用枠を民暴委員会が訴訟対応する事案に拡大して保護救済に努める。

(3) 暴力団対策法に基づく暴力団事務所使用差止請求関係事業（定款第4条第6号該当事業）

ア 国家公安委員会から適格団体として認定を受けた暴力団事務所使用差止請求関係事業を迅速的確に行うため、県警察本部・警察署、民暴委員会及び高知県暴力排除運動推進連合会等との連携強化に努める。

イ 指定暴力団等の事務所の付近住民等による暴力団事務所使用差止請求の委託に関する相談を迅速的確に受理するため、あらゆる事業活動を通じて積極的な広報啓発を行い本事業の周知に努める。

2 犯罪防止事業(公益目的事業2)

(1) 暴力団による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報啓発活動事業（定款第4条第1号該当事業）

ア 広報資料の作成配布

暴力団追放のパンフレット、チラシ等を活用した広報啓発活動を積極的に行う。パンフレット、チラシ等の資料作成に当たっては、本県暴力団情勢に即した資料を作成し効果的な広報活動を行う。

イ 広報用視聴覚教材の利用促進

センターが保有する広報用DVD(27演題)の無料貸出しを積極的に行い、暴力団排除意識の高揚に努める。

ウ 機関誌「暴追センターだより」を活用した広報啓発活動

機関誌「暴追センターだより」の作成に当たっては、県警察本部の協力を得て、暴力団の実態、高知県暴力団排除条例等を掲載するなど内容の充実に努め、各種研修会、講習会等において配布する。

エ テレビ、新聞等報道機関の積極的活用

センターが関係機関や各地域・職域の暴力団排除団体等と連携して行う暴排活動、イベント等については、報道機関に対して素材提供を積極的に行うとともに、自治体・団体発行の広報用機関誌(紙)を活用した広報啓発に努める。

オ ホームページの活用

不当要求防止責任者講習、無料法律相談、各種貸付制度等のセンター事業について広く県民に周知させるため、その内容を工夫するとともに事業計画(報告)書、収支予算(決算)書等を公表する。

カ 暴力追放高知・県市民総決起大会の開催

暴力追放高知市民会議と共同で開催する暴力追放高知・県市民総決起大会を県市民参加型のイベントとするため、県警察本部・警察署、高知弁護士会民暴委員会、自治体及び暴力追放運動に携わる地域・職域団体との連携を図る。

(2) 民間の暴力団排除活動に対する支援事業(定款第4条第2号・8号該当事業)

- ア 「直轄高知海岸整備事業における暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為等対策連絡会(平成27年9月15日設立 参加企業・団体:受注業者、国交省、高知県建設業協会、民暴委員会、県警本部・関係警察署、地区暴力排除推進協議会、センター)」に対して、情報共有、相談受理等の支援を積極的に行い暴力団等反社会的勢力からの不当要求の防止を図る。
- イ 「高知地区・南海トラフ地震対策事業等における暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為等対策連絡会(平成28年11月14日設立 参加企業・団体:受注業者、高知県土木部、高知土木事務所、高知地区建設業協会、民暴委員会、県警本部・関係警察署(高知・高知南・高知東)、関係地区暴力排除推進協議会(高知・高知南・高知東地区)、センター)」に対して、情報共有、相談受理等の支援を積極的に行い暴力団等反社会的勢力からの不当要求の防止を図る。
- ウ 「直轄高知港海岸整備事業における暴力団等排除対策連絡会(平成29年10月12日設立 参加企業・団体:受注業者、四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所、高知港湾空港建設協会、高知弁護士会民暴委員会、県警本部・関係警察署(高知南・高知東)、関係地区暴力排除推進協議会(高知南・高知東地区)、センター)」に対して、情報共有、相談受理等の支援を積極的に行い暴力団等反社会的勢力からの不当要求の防止を図る。
- エ 地域、職域等の暴力団排除団体に対する助成事業として、県警察本部・警察署と連携を図り支援金の交付、情報提供等を行う。
みかじめ料等縁切り同盟の充実拡大を図るため、県警察本部・警察署及び民暴委員会と連携して支援を強化する。
- オ 地域、職域等の暴力団排除団体の各種会合に積極的に参加し、「暴力追放3ない運動」及び「プラス1運動」の実践を働きかけるとともに、センター事業に対して理解と協力を呼びかける。
- カ 暴力団等反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいる高知県企業防衛連絡協議会、高知県建設業暴力追放対策協議会、高知県銀行協会警察連絡協議会、高知県宅地建物取引業暴力団等排除推進協議会、高知県ゴルフ場暴力追放協議会等の暴力団排除活動を積極的に支援するとともに、不当要求情報管理機関である日本証券業協会の証券保安対策支援センターとの連携を強化し、その業務を支援する。
- キ 賛助会員及び不当要求防止責任者講習の受講者等に対し、暴力団等排除に資する素材をタイムリーに提供し、企業等の暴力団排除活動を積極的に支援する。

(3) 暴力団離脱支援事業(定款第4条第5号該当事業)

- ア 「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定(34都府県の暴力団離脱・社会復帰対策協議会による広域連携協定)」を積極的に運用する。
- イ 「高知県暴力団離脱・社会復帰対策協議会(平成24年2月設立・現在11機関:高知県、高知市、公共職業安定所、保護観察所、刑務所、少年鑑別所、高知地方検察庁、保護司会連合会、高知市生活支援相談センター、県警察本部、センター)」の活性化を図り、暴力団からの離脱及び社会復帰を促進するため、

会員相互の情報共有を図る。

ウ 暴力団から離脱した者の社会復帰・定着を促進するため、社会復帰アドバイザーと連携して暴力団から離脱した者を雇用する意思を有する事業者の拡充とともに、社会復帰に必要な社会環境の醸成及びフォローアップ体制の拡充を図る。

エ 高知刑務所において、離脱意思を有する暴力団受刑者に対する離脱指導を実施し、暴力団からの離脱を促進する。

オ 県警察本部に設置している暴力団離脱相談電話の活用を図るとともに、高知刑務所、高知県保護司連合会等と連携し、暴力団から離脱する意思のある者を積極的に支援する。

(4) 少年に対する暴力団の影響を排除する少年指導委員研修事業（定款第4条第4号・10号該当事業）

ア 暴力団の勧誘や脱退妨害等を受けている少年に対する暴力団の影響を排除する活動に必要な知識技能の向上を図るため、少年指導委員に対して暴力団情勢、少年に対する暴力団の影響の実態等を内容とする研修会を開催し、協力体制の確立を図る。

イ 少年が関係する暴力相談について、県警察本部、少年補導員連絡協議会等関係団体と連携して的確な保護対策に努める。

(5) 暴力団対策調査研究等事業（定款第4条第11号該当事業）

ア 公刊資料の活用及び関係機関・団体との連携を図り、各種情報の収集整備に努める。

イ 日本弁護士連合会民暴委員会等が主催する全国規模及び四国管内の暴力団対策研修会等に参加するとともに、全国暴力追放運動推進センター主催の会議、研修に参加して新たな暴排手法の研鑽を図る。

ウ 暴力団事務所使用差止請求及び暴力団事務所撤去への的確に対応するため、暴力追放モニター、暴力団事務所の周辺住民等の人格権・生活権への影響等について実態調査を行う。

エ 不当要求防止責任者講習の受講者に対する暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為の調査を行い、その被害実態を把握するとともに、その結果を不当要求防止対策に反映させる。

3 不当要求防止責任者講習事業（公益目的事業3）

(1) 不当要求防止責任者講習の受講促進（定款第4条第7号該当事業）

不当要求防止責任者講習は、暴力団からの不当要求の排除、その他暴力団排除活動を推進するうえで極めて重要であることから、各種会議等あらゆる機会を通じて広報を行うとともに、講習計画を暴追センターだより及びホームページへ掲載するなど周知を図る。

(2) 講習内容の充実（定款第4条第7号該当事業）

DVD等の視聴覚教材の活用により受講者の求める内容を盛り込んだ講習を実施するなど講習内容の充実に努める。

また、民暴委員会と連携し、民暴委員による高知県暴力団排除条例等の講義を取り入れるなど暴力団排除意識の高揚に努める。

(3) 公務員に対する講習の強化（定款第4条第7号該当事業）

公務員を対象とした行政対象暴力事案に対応するため、国、県及び市町村に対して不当要求防止責任者講習の受講を積極的に呼びかける。

(4) 不当要求対応要領等研修会への参加促進（定款第4条第7号該当事業）

不当要求防止責任者講習に参加できない企業、団体等に対して、不当要求対応要領等研修会の積極的な開催を促し、暴力団との関係遮断を側面的に支援する。

4 その他

各種広報啓発活動、講習及び支援活動等を通じて賛助会員の拡大に努め、公益目的事業の充実に努める。

令和2年度 責任者講習等行事計画一覧表

責任者講習

番号	月	日	曜	責任者講習	開催場所	電話	予約
1	5	11	月	室戸市	市保健福祉センター「やすらぎ」	0887-22-3100	済み
2	5	26	火	いの町	すこやかセンター伊野	088-893-3810	済み
3	6	2	火	佐川町	町立総合文化センター	0889-22-1110	済み
4	6	4	木	高知市(●●)	高知県民文化ホール	088-846-0311	済み
5	6	18	木	南国市	南国市立スポーツセンター	088-865-8015	済み
6	7	1	水	土佐清水市	中央公民館	0880-82-1110	済み
7	7	16	木	高知市	県立ふくし交流プラザ	088-844-9234	済み
8	8	6	木	宿毛市	ホテル「マツヤ」	0880-63-1185	済み
9	8	20	木	土佐町	農村環境改善センター	0887-82-0086	済み
10	9	3	木	高知市	(未定)		
11	9	17	木	安芸市(●●)	安芸市総合社会福祉センター	0887-35-2915	済み
12	10	15	木	四万十町	窪川四万十会館	0880-22-4777	済み
13	10	29	木	高知市(●●)	(未定)		
14	11	5	木	南国市(●●)	南国市立スポーツセンター	088-865-8015	済み
15	11	11	水	高知市	(未定)		
16	12	3	木	四万十市(●●)	市立文化センター	0880-35-4887	済み
17	12	17	木	須崎市(●●)	市立市民文化会館	0889-43-2911	済み
18	1	21	木	高知市	(未定)		

()は、民暴弁護士講演依頼講習会(30分程度)

※ 高知市の開催については、4回→6回とし、会場は、「高知県立ふくし交流プラザ」、「県民文化ホール」、「かるぽーと」のいずれかで開催する予定。(ホームページには、予約が出来た時点で記載する。)

※ 他会場で定員オーバーが予想される所は、公務員関係を別開催するなどして対応する。

民暴研究会

番号	月	日	曜	民暴研究会	開催場所	電話	予約
1	5	12	火	第1回	高知会館 3階「やまもも」	088-823-7123	済
2	7	14	火	第2回	予定:本部403号	4553	
3	9	8	火	第3回	県警本部 講堂	4553	済
4	11	10	火	第4回	予定:本部403号	4553	
5	1	12	火	第5回	県警本部 講堂	4553	済
6	3	9	火	第6回	県警本部 講堂	4553	済

出張特別相談

番号	月	日	曜	出張特別相談	開催場所	電話	予約
1	7	28	火	室戸市(●●)	市保健福祉センター「やすらぎ」	0887-22-3100	済み
2	11	24	火	宿毛市(●●)	市総合社会福祉センター	0880-65-7665	済み

()は、民暴弁護士

収支予算書

公益財団法人暴力追放高知県民センター

資金調達の見込み書

○ 基本財産運用益	14,325,000円
○ 高知市補助金	800,000円
○ 寄付金（賛助会費）	2,320,000円
○ 寄付金	2,800,000円
・（株）慶尚	600,000円
・（株）玉井	100,000円
・高知県遊技業協同組合	100,000円
・その他	300,000円
・警察義会	1,000,000円
・警察職員互助会	700,000円
○ 特定寄付金（大会費）	340,000円
○ 責任者講習委託料	1,170,000円
○ 暴力団排除運動（みかじめ料等縁切り同盟） 支援事業委託料	2,945,000円

合計 24,700,000円

収支予算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

(単位:円)

公益財団法人暴力追放高知県民センター

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	14,325,000	14,325,000	0
基本財産受取利息	14,325,000	14,325,000	0
委託生産収入	4,115,000	4,059,000	57,000
県委託料収入	1,170,000	1,112,000	58,000
暴力団排除運動支援事業	2,945,000	2,946,000	△ 1,000
受取補助金等	800,000	800,000	0
受取補助金	800,000	800,000	0
高知市補助金	800,000	800,000	0
受取寄付金等	3,140,000	3,140,000	0
受取寄付金	2,800,000	2,800,000	0
特定寄付金	340,000	340,000	0
受取会費等	2,320,000	2,300,000	20,000
受取賛助会費	2,320,000	2,300,000	20,000
経常収益計	24,700,000	24,623,000	77,000
(2) 経常費用			
事業費	20,097,000	21,287,000	△ 1,180,000
役員報酬	3,850,000	3,850,000	0
役員手当	5,461,000	6,408,000	△ 947,000
法定福利費	1,435,000	1,571,000	△ 136,000
賃借料	1,365,000	1,341,000	25,000
賃借料金	50,000	50,000	0
賃借料金	100,000	100,000	0
会議費	330,000	306,000	24,000
旅費	894,000	1,036,000	△ 142,000
保険料	90,000	92,000	△ 2,000
諸謝金	997,000	997,000	0
運賃	1,101,000	1,169,000	△ 68,000
雑費	109,000	109,000	0
燃料費	96,000	92,000	4,000
修繕費	57,000	57,000	0
光熱費	234,000	234,000	0
消耗品費	705,000	654,000	51,000
什器備品費	312,000	160,000	152,000
車両減価償却費	0	221,000	△ 221,000
什器備品減価償却費	126,000	124,000	2,000
什器租税	33,000	33,000	0
印刷製本費	1,757,000	1,728,000	29,000
広告費	452,000	443,000	9,000
支店費	480,000	430,000	50,000
調査研究費	62,000	82,000	△ 20,000
管理費	6,218,000	6,563,000	△ 345,000
役員報酬	962,000	962,000	0
役員手当	2,509,000	2,732,000	△ 232,000
法定福利費	545,000	655,000	△ 110,000
賃借料	812,000	797,000	15,000
賃借料金	25,000	24,000	1,000
旅費	232,000	232,000	0
保険料	59,000	59,000	0
諸謝金	125,000	125,000	0
運賃	220,000	237,000	△ 17,000
雑費	7,000	8,000	△ 1,000
燃料費	6,000	6,000	0
光熱費	99,000	99,000	0
消耗品費	150,000	160,000	△ 10,000
什器備品費	150,000	90,000	60,000
車両減価償却費	0	55,000	△ 55,000
什器備品減価償却費	31,000	31,000	0
什器租税	8,000	8,000	0
委託経費	165,000	162,000	3,000
諸費	27,000	25,000	2,000
支払利息	40,000	40,000	0
支払利息	56,000	56,000	0
経常費用計	26,315,000	27,850,000	△ 1,535,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,615,000	△ 3,227,000	1,612,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,615,000	△ 3,227,000	1,612,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,615,000	△ 3,227,000	1,612,000
一般正味財産期首残高	10,000,000	11,300,000	△ 1,300,000
一般正味財産期末残高	8,385,000	8,073,000	312,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	637,157,434	637,157,434	0
指定正味財産期末残高	637,157,434	637,157,434	0
III 正味財産期末残高	646,542,434	645,230,434	312,000
借入限度額	10,000,000円		
債務負担額	10,000,000円		
※一般正味財産期首残高はR.1年度末(R.2年度期首)の見込額			

収支予算書内訳表

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

公益財団法人暴力追放高知県民センター

(単位：円)

科 目	公益目的事業					法人会計	内部取引 消去	合 計
	公 1	公 2	公 3	共通費	小計			
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用利息	0	0	0	7,162,500	7,162,500	7,162,500	0	14,325,000
基本財産受取利息	0	0	0	7,162,500	7,162,500	7,162,500	0	14,325,000
委託料収入	0	2,945,000	1,170,000	0	4,115,000	0	0	4,115,000
県委託料収入	0	0	1,170,000	0	1,170,000	0	0	1,170,000
暴力団排除運動支援等	0	2,945,000	0	0	2,945,000	0	0	2,945,000
受取補助金等	0	0	0	800,000	800,000	0	0	800,000
受取補助金	0	0	0	800,000	800,000	0	0	800,000
高取寄付金等	0	0	0	800,000	800,000	0	0	800,000
受取寄付金等	0	340,000	0	2,800,000	3,140,000	0	0	3,140,000
受取特定寄付金等	0	0	0	2,800,000	2,800,000	0	0	2,800,000
受取寄付金等	0	340,000	0	0	340,000	0	0	340,000
受取会費等	0	0	0	2,320,000	2,320,000	0	0	2,320,000
受取補助金	0	0	0	2,320,000	2,320,000	0	0	2,320,000
経常収益計	0	3,285,000	1,170,000	13,082,500	17,537,500	7,162,500	0	24,700,000
(2) 経常費用								
事業費	5,484,000	11,359,000	3,254,000	0	20,097,000	0	0	20,097,000
役員報酬	1,155,000	1,825,000	770,000	0	3,850,000	0	0	3,850,000
給料	1,618,000	3,239,000	604,000	0	5,461,000	0	0	5,461,000
法定福利料	395,000	831,000	219,000	0	1,435,000	0	0	1,435,000
貸付金	376,000	819,000	171,000	0	1,366,000	0	0	1,366,000
貸付金	50,000	0	0	0	50,000	0	0	50,000
貸付金	100,000	0	0	0	100,000	0	0	100,000
旅費	6,000	184,000	160,000	0	330,000	0	0	330,000
旅費	435,000	385,000	74,000	0	894,000	0	0	894,000
保険料	25,000	64,000	11,000	0	90,000	0	0	90,000
通信料	640,000	237,000	120,000	0	997,000	0	0	997,000
通信料	212,000	606,000	283,000	0	1,101,000	0	0	1,101,000
燃料費	87,000	22,000	0	0	109,000	0	0	109,000
燃料費	18,000	70,000	8,000	0	96,000	0	0	96,000
燃料費	16,000	34,000	7,000	0	57,000	0	0	57,000
消耗品費	65,000	140,000	29,000	0	234,000	0	0	234,000
消耗品費	144,000	422,000	139,000	0	705,000	0	0	705,000
什器備品費	108,000	169,000	35,000	0	312,000	0	0	312,000
什器備品費	0	0	0	0	0	0	0	0
什器備品費	35,000	75,000	16,000	0	126,000	0	0	126,000
租税	9,000	20,000	4,000	0	33,000	0	0	33,000
租税	0	1,153,000	604,000	0	1,757,000	0	0	1,757,000
支調査費	0	452,000	0	0	452,000	0	0	452,000
支調査費	0	480,000	0	0	480,000	0	0	480,000
支調査費	0	62,000	0	0	62,000	0	0	62,000
管 理 費	0	0	0	0	0	6,218,000	0	6,218,000
役員報酬	0	0	0	0	0	982,000	0	982,000
給料	0	0	0	0	0	2,508,000	0	2,508,000
法定福利料	0	0	0	0	0	545,000	0	545,000
貸付金	0	0	0	0	0	812,000	0	812,000
貸付金	0	0	0	0	0	25,000	0	25,000
旅費	0	0	0	0	0	232,000	0	232,000
保険料	0	0	0	0	0	58,000	0	58,000
通信料	0	0	0	0	0	125,000	0	125,000
通信料	0	0	0	0	0	220,000	0	220,000
燃料費	0	0	0	0	0	7,000	0	7,000
燃料費	0	0	0	0	0	8,000	0	8,000
消耗品費	0	0	0	0	0	99,000	0	99,000
消耗品費	0	0	0	0	0	150,000	0	150,000
什器備品費	0	0	0	0	0	150,000	0	150,000
什器備品費	0	0	0	0	0	0	0	0
租税	0	0	0	0	0	31,000	0	31,000
租税	0	0	0	0	0	8,000	0	8,000
支調査費	0	0	0	0	0	165,000	0	165,000
支調査費	0	0	0	0	0	27,000	0	27,000
支調査費	0	0	0	0	0	40,000	0	40,000
支調査費	0	0	0	0	0	56,000	0	56,000
経常費用計	5,484,000	11,359,000	3,254,000	0	20,097,000	6,218,000	0	26,315,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,484,000	△ 8,074,000	△ 2,084,000	13,082,500	△ 2,559,500	944,500	0	△ 1,615,000
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 5,484,000	△ 8,074,000	△ 2,084,000	13,082,500	△ 2,559,500	944,500	0	△ 1,615,000
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用								
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 5,484,000	△ 8,074,000	△ 2,084,000	13,082,500	△ 2,559,500	944,500	0	△ 1,615,000
当期一般正味財産増減額	△ 5,484,000	△ 8,074,000	△ 2,084,000	13,082,500	△ 2,559,500	944,500	0	△ 1,615,000
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	10,000,000
一般正味財産期末残高	△ 5,484,000	△ 8,074,000	△ 2,084,000	13,082,500	△ 2,559,500	944,500	0	8,385,000
II 指定正味財産増減の部								
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	837,157,434
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	837,157,434
III 正味財産期末残高	△ 5,484,000	△ 8,074,000	△ 2,084,000	13,082,500	△ 2,559,500	944,500	0	845,542,434

借入限度額 10,000,000円

債務負担額 10,000,000円

※一般正味財産期首残高はR.1年度末(R.2年度期首)の見込額

収支予算書内訳表

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

Table with columns for categories (e.g., 1. 経常収支, 2. 経常外収支), sub-categories, and financial figures. It includes detailed breakdowns of income and expenses, ending with a total balance of 65,542,434.

公認会計士 丸の内事務所 代表 丸の内事務所 代表

収支予算書(収支)

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

公益財団法人暴力追放高知県民センター

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	14,325,000	14,325,000	0
基本財産利息収入	14,325,000	14,325,000	0
委託手数料収入	4,115,000	4,058,000	57,000
県委託託料収入	1,170,000	1,112,000	58,000
暴力団排除運動支援助事業	2,945,000	2,946,000	△ 1,000
補助金等収入	800,000	800,000	0
補助金収入	800,000	800,000	0
高知市補助金収入	800,000	800,000	0
受取寄付金等収入	3,140,000	3,140,000	0
受取特定寄付金収入	2,800,000	2,800,000	0
受取特定寄付金収入	340,000	340,000	0
受取会費等収入	2,320,000	2,300,000	20,000
受取助成金収入	2,320,000	2,300,000	20,000
事業活動収入計	24,700,000	24,623,000	77,000
2. 事業活動支出			
事業費	19,971,000	20,942,000	△ 971,000
役員報酬	3,850,000	3,850,000	0
給料手当	5,461,000	6,408,000	△ 947,000
法定福利費	1,435,000	1,571,000	△ 136,000
借入利息	1,366,000	1,341,000	25,000
借入手数料	50,000	50,000	0
借入手数料	100,000	100,000	0
借入手数料	330,000	306,000	24,000
旅費交通費	894,000	1,036,000	△ 142,000
旅費交通費	90,000	92,000	△ 2,000
諸謝金	997,000	997,000	0
通信運賃	1,101,000	1,169,000	△ 68,000
雑費	109,000	109,000	0
燃料費	96,000	92,000	4,000
修繕費	57,000	57,000	0
光熱費	234,000	234,000	0
消耗什器備品	705,000	654,000	51,000
什器備品	312,000	160,000	152,000
租税公課	33,000	33,000	0
印刷製本費	1,757,000	1,728,000	29,000
広報費	452,000	443,000	9,000
広報費	480,000	430,000	50,000
調査研究費	62,000	62,000	△ 20,000
調査研究費	6,187,000	6,477,000	△ 290,000
役員報酬	962,000	962,000	0
役員報酬	2,500,000	2,732,000	△ 232,000
法定福利費	545,000	655,000	△ 110,000
法定福利費	25,000	24,000	1,000
旅費交通費	232,000	232,000	0
旅費交通費	125,000	125,000	0
什器備品	150,000	90,000	60,000
什器備品	150,000	160,000	△ 10,000
修繕費	6,000	6,000	0
燃料費	7,000	8,000	△ 1,000
光熱費	99,000	99,000	0
光熱費	812,000	797,000	15,000
旅費交通費	58,000	59,000	△ 1,000
旅費交通費	165,000	162,000	3,000
諸謝金	27,000	25,000	2,000
租税公課	8,000	8,000	0
租税公課	56,000	56,000	0
雑費	220,000	237,000	△ 17,000
雑費	40,000	40,000	0
事業活動支出計	26,158,000	27,419,000	△ 1,261,000
事業活動収支差額	△ 1,458,000	△ 2,796,000	1,338,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
車両運搬具購入	200,000	200,000	0
什器備品購入	100,000	100,000	0
投資活動支出計	300,000	300,000	0
投資活動収支差額	△ 300,000	△ 300,000	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 1,758,000	△ 3,096,000	1,338,000
前期繰越収支差額	500,000	1,600,000	△ 1,100,000
次期繰越収支差額	△ 1,258,000	△ 1,496,000	238,000

借入限度額 10,000,000円

債務負担額 10,000,000円

※前期繰越収支差額はR.1年度末(R.2年度期首)の見込額